

宮崎県立日南高等学校

いじめ防止基本方針

(令和6年3月改定)



宮崎県立日南高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、今「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となつています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「宮崎県立日南高等学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	3
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3～4
2	いじめの防止等に関する措置	4
(1)	いじめの防止	4
(2)	いじめの早期発見	5
(3)	いじめに対する措置	5～7
(4)	ネット上のいじめへの対応	7～8
3	その他の留意事項	8
(1)	組織的な指導体制	8
(2)	校内研修の充実	8
(3)	校務の効率化	8
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	地域や家庭との連携について	9
(6)	関係機関との連携について	9

第3 重大事態への対処に関する事項

1 重大事態の定義

- (1) 「いじめ防止対策推進法」について・・・10
- (2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」について・・・10

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態への対応の流れについて・・・11
- (2) 重大事態（疑い含む）の発生報告について・・・11～12
- (3) 学校における重大事態の調査について・・・12～13
- (4) 自殺が起きたときの調査について・・・13
- (5) 「いじめ問題調査委員会」による調査について・・・13
- (6) 当該生徒・保護者への情報提供について・・・13～14
- (7) 調査結果の報告について・・・14
- (8) 再調査について・・・14
- (9) 重大事態の対応に伴う関係機関や専門家等との連携について・・・14

3 再発防止に向けた取組

- (1) 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討・・・15
- (2) いじめに関係した生徒・保護者への継続的な支援・・・15
- (3) 学級や全校の生徒への指導・・・15
- (4) 加害生徒への毅然とした指導・・・15
- (5) 再発防止策についての報告・・・15
- (6) いじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し・・・15

第4 そのはいじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・16

【参考】別紙1～5・・・17～21

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感、規範意識、人権意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応です。そのために日頃から教職員と生徒との信頼関係を築き、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速かつ丁寧な対応を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。委員は週1回の学年主任会に出席して生徒情報を把握し、いじめ事案発生時には緊急に委員会を開催することとします。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、環境保健相談部主任、各学年主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、関係教諭、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し。
- いじめ防止年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針の決定

2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1, 5参照 (P17, 21)

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
 - ホームルームでの話し合い活動の実施
 - ボランティア活動の推進
- (イ) 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
 - ホームルーム等におけるピア・サポート活動の推進
- (ウ) いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画実施します。
 - 生徒会による文化祭や体育祭など学校行事の企画提示

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 生徒の規範意識、人権意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
 - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
 - 教育相談週間の設定
- (ウ) 教科やホームルームの時間等を中心として、人権教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
 - 教科やホームルーム等を中心とした人権教育や情報モラル教育の時間設定
 - 外部講師による講演会の実施
 - いじめ防止セルフチェックの実施
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
 - PTA総会での学校の方針説明
 - 学校通信、学校ホームページを活用したいじめ防止に関する教育活動の報告
 - 学校公開（オープンスクール）の実施
 - 保護者を対象とした研修会の実施

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
 - 生徒の発する具体的なサインの発見と共有 ※別紙2, 3参照 (P18, 19)
- イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
 - 学校独自のアンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施
- エ いじめ防止対策委員会、学年会、生徒支援部会、環境保健相談部会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※別紙4参照 (P20)

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - いじめの事実についていじめ防止対策委員会を構成するいずれかの職員及び管理職に速やかに報告します。
- イ 情報の共有
 - アの情報を受けたいじめ防止対策委員会の職員及び管理職は、いじめを認知した場合はいじめ・不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
 - 速やかにいじめ防止対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
 - 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ防止対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
 - 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ防止対策委員会及び生徒指導委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ防止対策委員会及び生徒指導委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ防止対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的に対応します。
- いじめられた生徒とその保護者、いじめた生徒とその保護者へ、迅速かつ丁寧に指導及び支援を行います。指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

【 いじめられた生徒とその保護者への支援 】

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

【 いじめた生徒への指導又はその保護者への支援 】

【いじめた生徒への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

【いじめが起きた集団への働きかけ】

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

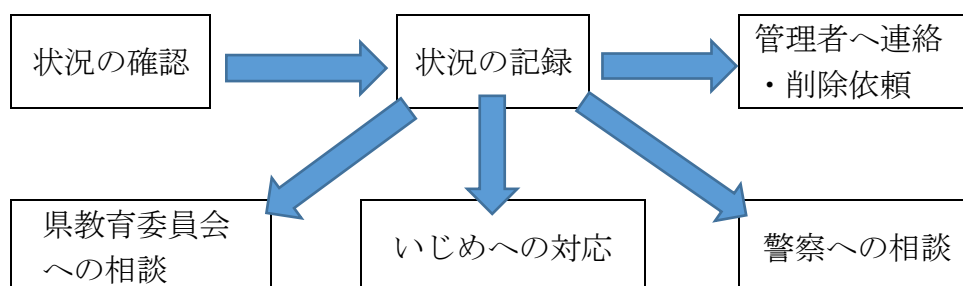
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科やホームルーム活動、集会等において情報モラル教育と人権教育の充実を図ります。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト・ふれあいコールの活用

携帯電話から <http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/k/>

パソコン・スマホから <http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp>

0985-38-7654 0985-31-5562 (年末・年始・祝日を除く)

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会及び生徒指導委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌の適正化、組織的体制の整備、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携を促進することにより、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

第3 重大事態への対処に関する事項

1 重大事態の定義

(1) 「いじめ防止対策推進法」について

「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防止法」という。）では、次のように定められています。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

- 「生命」に重大な被害が生じたこととは、自死行為（未遂を含む）がこれに当たります。
- 「心身」に重大な被害が生じたこととは、うつ病等の精神疾患、骨折、打撲傷、内臓の損傷や火傷などがこれに当たります。
- 「財産」に重大な被害が生じたこととは、恐喝などの行為により生徒が固有の財産又は保護者等の財産から金品をとられることなどがこれに当たります。
- 「重大な被害」について、具体的な被害金額は定められていませんが、学齢やその行為、回数などを総合的に考慮することとなります。
- 「相当の期間」をどう捉えるかについては、法上は明確に規定されていませんが、深刻ないじめが理由の場合の欠席は長期化するのが通常であることや、連続して1か月を超える欠席の場合、再度登校することに対して、心理的な障害が高くなること等を考慮して、概ね30日程度の欠席を重大事態判断の目安とします。ただし、事案によっては30日をまたずに判断します。

(2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」について

「いじめの防止等のための基本的な方針」では、次のように定められています。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

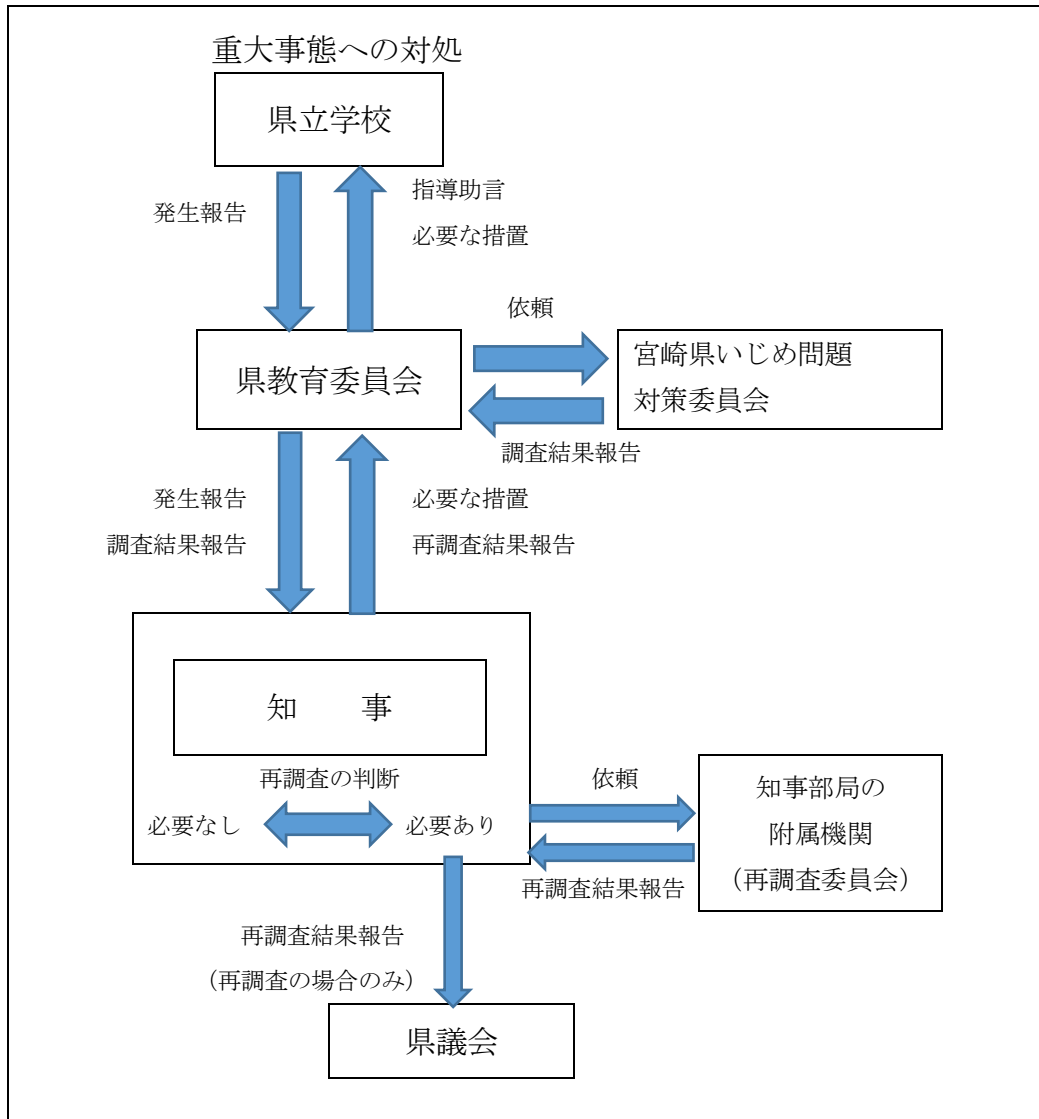
(いじめの防止等のための基本的な方針)

いじめ防止法第28条に該当しない事案であっても、本人または保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合には、重大事態として対応します。また、本人、保護者が「重大事態」という用語を用いなくても、いじめによる大きな問題であることを訴えた場合には真摯に対応します。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態への対応の流れについて

重大事態が発生した際には、学校はまず県教育委員会を通じて、知事に対して、重大事態の発生を報告します。重大事態が発生したときの対応の流れについては下記のようになります。



(2) 重大事態（疑い含む）の発生報告について

重大事態（疑い含む）の発生報告については、事案によって報告の時期が異なります。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 報告の時期については、学校がその事案を認知した際、速やかに県教育委員会に報告を行います。（第一報）
- 報告を受けた県教育委員会は、学校に対し、指導助言また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の派遣を行います。
- 「重大な被害」を学校のみで判断することなく、まずは、第一報として県教育委員会に対して報告します。

- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 県教育委員会への報告の時期については、欠席が1週間継続したとき、または継続していないものの欠席が7日間となったときに速やかに報告を行います。
(第一報)
 - 第一報の後、1週間ごとに経過報告を行います。(電話等による報告)
 - 報告を受けた県教育委員会は、学校に対し、指導助言また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の派遣を行います。
- ウ 生徒や保護者からの申立てがあった場合は、アと同様に対応します。
- エ ア・イ・ウのいずれの事案についても、学校と教育委員会が連携し、必要に応じて関係機関や専門家を活用するなどの方策により、早期解決を図ります。

(3) 学校における重大事態の調査について

学校で重大事態が発生した場合、学校は当該生徒への聴き取りや、アンケートの実施などにより、事実関係を明らかにし、対応及び再発防止策の策定を行います。調査のポイントは以下のようになります。

ア 調査の趣旨

いじめの重大事態が発生した場合(発生疑いを含め)、学校及び学校の設置者である県教育委員会はすぐに事実関係を明確にするため、また、同様の事案の再発防止につなげるために調査を行います。

イ 調査の主体

本県では、「宮崎県いじめ防止基本方針」において、『県立学校で重大事態が発生した場合の調査の主体は、県教育委員会とする。』とされており、県の設置する「宮崎県いじめ問題対策委員会」が調査を実施することとなります。ただし、学校では、委員会の調査以前に次項に示す内容についての調査を実施します。

ウ 調査の内容

調査の内容は、そのいじめの行為が、①いつから、②誰から、③どのような行為が行われたのか、等になります。また、④いじめの背景、⑤教職員の対応についても明確にします。

エ 調査方法・対象

調査方法としては、①アンケート、②聴き取り、③各種記録などがあります。また、対象は①いじめの加害者・被害者、②他の生徒、③保護者、④教職員等が考えられます。事案によって、誰を対象とするのか、どの方法で実施するのか、について、校長のリーダーシップのもと、十分に検討し、組織的に調査を行います。

オ 調査の留意点

- いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにする。
- 学校運営上の問題等についても事実にしかりと向き合う姿勢で調査を実施する。
- いじめの被害者及び保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取りながら調査を実施する。
- アンケートを実施する際は、そのアンケートがいじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを伝え、調査の対象者や保護者の理解を得る。

- 調査した内容についての記録、及び資料等に関しては、後の調査機関（宮崎県いじめ問題対策委員会）における調査においても必要となることから、その整理保管を確実にを行うよう留意する。

（４）自殺が起きたときの調査について

いじめが原因か否かに関わらず、生徒の自殺については必ず調査を行います。

ア 調査の目的

- 今後の自殺防止に活かすため
- 遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
- 子供と保護者（遺族以外）の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため

イ 調査の留意点

生徒の自殺という最悪の事態への対応は、何よりも遺族や周囲の生徒の心のケアを重視する必要がある、その調査に当たっては、迅速であることはもちろん慎重に対応します。

（５）「いじめ問題対策委員会」による調査について

ア 委員会の趣旨

いじめに関する事実調査は、プライバシー性が極めて高い個人情報に関する調査であることや、学校では、調査の公平性や中立性を確保するためのメンバーを構成することが困難なことが予想されます。それらのことから本県では、県立学校において、重大事態が発生した際の調査の主体は県教育委員会であり、調査は「いじめ問題対策委員会」が行うこととしています。

イ 委員会の組織

- 大学教授や弁護士、臨床心理士、元警察官、元教員等の専門家から構成されており、調査の公平性・中立性を確保するために組織されています。
- いじめ被害の生徒や保護者の依頼を受けた第三者を構成メンバーに加える場合があります。

ウ 委員会の調査方法

委員会による調査は、学校において調査した結果を踏まえ、第三者の視点から更に詳細に調査すべき内容について、関係者への聴き取りや資料の分析など独自に調査を行います。

（６）当該生徒・保護者への情報提供について

いじめ防止法では、いじめの重大事態の調査を行った場合、その結果等を当該生徒・保護者に対して適切に提供するよう求めています。このことは、いじめを受けた生徒及びその保護者の知る権利（憲法第21条第1項）に応えるものです。

ア 情報提供の留意点

- 個人情報保護条例及び個人情報保護法との関係で、いじめに関わった生徒の名前については仮名で対応します。また、いじめに関わった生徒の家庭環境等に関する調査結果についても開示しません。

- 質問票などによるアンケート結果には、伝聞によるものなど不正確な情報が含まれることもあります。そのため、全ての調査結果を公開することは、かえっていじめを受けた生徒又はその保護者に対して誤った情報を与えることにもなりかねません。これらのことから、個々の質問票の開示は不適切であるものの、回答を集計したアンケート結果等は客観的事実であることから、提供されるべき情報と考えられます。
- いじめを行った生徒等についての情報は、仮名処理を行った上で提供します。
- 非常に慎重な対応が求められることから、学校のみで判断することなく、県教育委員会との協議の上、適切な提供を行っていきます。

(7) 調査結果の報告について

重大事態の発生に際しては、県教育委員会を通じて、知事への報告が義務づけられています。また、その調査結果については、国の定める「いじめの防止等のための基本的な方針」に次のように規定されています。

II) 調査結果の提供及び報告

- ② 調査結果については、(略) 公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、(略) 報告する。

(8) 再調査について

いじめ防止法第30条では、学校及び県教育委員会の調査結果、再発防止策の報告を受けた知事が、更なる調査等が必要と認めたときは、県の附属機関により、再調査をすることが規定されています。

本県では、条例により設置された、福祉や心理、弁護士などの専門家のメンバーにより再調査を行っていきます。

「再調査が必要と認めたとき」とは、調査の結果に客観性がない場合や、不明な点がある場合、また再発防止策に十分な実効性がない場合などが考えられます。なお、この再調査の結果については、県議会における報告も義務づけられています。

(9) 重大事態の対応に伴う関係機関や専門家等との連携について

ア 犯罪行為との関連が強い事案への対応

暴行、傷害、強要、名誉毀損、侮辱、児童ポルノ提供等、いじめの重大事態のうち、特に犯罪行為との関連が強い事案への対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

イ 関係機関や専門家等との連携

いじめ問題への対応については、重大事態であるか否かにかかわらず、その解消に向けては、警察や児童相談所等の関係機関や、臨床心理士や弁護士などの専門家との連携が重要となります。県教育委員会では、関係機関との連携はもちろん、臨床心理士や弁護士などの専門家とも連携し、いじめ問題の解消を目指す学校の取組を支援する体制づくりに努めています。

3 再発防止に向けた取組

学校は明らかにされた事実と誠実に向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。また、全職員の共通理解の下、いじめられた生徒の安全を守ることを最優先としながら、事案の再発防止に向け迅速に対応します。

(1) 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討

学校は調査委員会の調査結果を受けて、発生した事案について全職員で共通理解する場を設定し、当該事案を再燃させないために必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じます。

(2) いじめに関係した生徒・保護者への継続的な支援

当該事案の解決後も、関係した生徒の学校生活が充実したものとなるよう、被害者や加害者の生徒及び保護者に対しては継続的な支援を行い、事案が再燃しないように注意します。具体的には、「出欠状況の確認」、「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」、「アンケート調査」、「生活記録ノートの活用」「家庭・地域との連携」などが考えられます。また、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を図ります。

(3) 学級や全校の生徒への指導

発生した事案に関係した生徒の人数や事案の内容によっては、被害者や加害者に十分配慮しながら、全生徒に振り返りを促すような指導機会を設けます。

(4) 加害生徒への毅然とした指導

教育上必要がある場合は、懲戒や出席停止制度等の適切な運用を視野に入れ、学校として毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を図ります。

(5) 再発防止策についての報告

学校は、当該事案の再発防止策について、重大事態発生から一ヶ月以内に県教育委員会に報告します。県教育委員会は、報告のあった再発防止策について調査委員会で検討し、不十分な点が見られる場合は、学校に再検討を指示します。

(6) いじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し

ア いじめ防止の取組の確認

学校は当該事案の再発防止策と同時に、「これまで行ってきた学校のいじめの未然防止や早期発見の取組に問題がなかったか」、「発生してしまったいじめを重大事態へと発展させないために不足している取組はないか」について協議します。

イ いじめ防止基本方針の見直し

協議で出された改善点については学校のいじめ防止基本方針に盛り込み、全職員で共通理解を図ります。なお、学校のいじめ防止基本方針を改訂した場合は、その都度改訂内容について県教育委員会に報告します。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

別紙 1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

		項 目	時 期
いじめ防止のための措置	生徒主体の活動	○ホームルームでの話し合い活動の実施	6月、11月、2月
		○ボランティア活動の推進	通年
		○ホームルーム等におけるピア・サポート活動の推進	通年
		○生徒会による文化祭や体育祭など学校行事の企画提示	4月、8月、2月
	教職員主体の活動	○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○職員相互の授業研究会の実施	5月、10月、1月
		○教育相談アンケートの実施	6月、9月、1月
		○いじめ防止セルフチェックの実施 ※別紙5	6月、10月、1月
		○教科やホームルーム等を中心にした人権教育や情報モラル教育の時間設定	年3回（6月、11月、1月）※教科（単元計画に基づく）
		○外部講師による講演会の実施	年2回
		○PTA総会での学校の方針説明	4月
		○学校通信、学校ホームページを活用したいじめ防止活動の報告	学期1回
		○学校公開（寺子屋にちなん オープンスクール）の実施	寺子屋：年9回 オープンスクール：7月
		○中学校からの情報提供	3月
	いじめの早期発見措置	○生徒の発する具体的なサインの発見と共有 ※別紙2、3参照	通年
		○教育相談週間の設定	6月、9月、1月
		○いじめ相談窓口の周知	通年
		○学校独自のアンケートの実施	6月、9月、11月、1月
○県下一斉のアンケートの実施		11月	
○職員会議での情報の共有		通年	
○進級時の情報の確実な引き継ぎ		通年	
○過去のいじめ事例の蓄積		通年	

※計画を作成するに当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

別紙 2

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サイン
登校時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> ○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ○教職員と視線が合わず、うつむいている。 ○体調不良を訴える。 ○提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 ○担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○保健室・トイレに行くようになる。 ○教材等の忘れ物が目立つ。 ○机周りが散乱している。 ○決められた座席と異なる席に着いている。 ○教科書・ノートに汚れがある。 ○教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ○弁当にいたずらをされる。 ○昼食を教室の自分の席で食べない。 ○用のない場所にいることが多い。 ○ふざけ合っているが表情がさえない。 ○衣服の汚れ等がある。 ○一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ○慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ○持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ○一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<ul style="list-style-type: none"> ○教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ○ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ○教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 ○自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

別紙 3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none">○嫌なあだ名が聞こえる。○席替えなどで近くの席になることを嫌がる。○何か起こると特定の生徒の名前が出る。○筆記用具等の貸し借りが多い。○壁等にいたずら、落書きがある。○机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none">○学校や友人のことを話さなくなる。○友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。○朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。○電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。○不審な電話やメールがある。○遊ぶ友達が急に変わる。○部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<ul style="list-style-type: none">○理由のはっきりしない衣服の汚れがある。○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。○登校時刻になると体調不良を訴える。○食欲不振・不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none">○学習時間が減る。○成績が下がる。
<ul style="list-style-type: none">○持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。○自転車がよくパンクする。○家庭の品物、金銭がなくなる。○大きな額の金銭を欲しがる。

対応の手順	事項
いじめ発覚	いじめについては早期発見に努めるよう心掛ける。保護者からの連絡等により発覚する場合もある。
↓	
↓	
初期対応	「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。いじめられている生徒、通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
↓	
↓	
↓	
情報共有	直ちに関係職員（いじめ防止対策委員会）・教頭・校長に報告し、情報の共有化を図る。重大事態の場合、校長は県教育委員会へ報告。
↓	
↓	
↓	
実態調査	被害者・加害者双方に対し、交友の実態・言い分・意識等について聴取し、その全容を明らかにする。必要な場合には生徒へのアンケート調査を行う。その際、特に被害者の心情には気を配り、全てを汲み取り理解していくよう最大の努力をする。
↓	
↓	
↓	
委員会協議	いじめ防止対策委員会、生徒指導委員会を中核に、いじめの実態の分析、今後の指導・支援の在り方、保護者・職員への連絡事項並びに協力要請、等について協議する。
↓	
↓	
↓	
解決に向けた指導・支援	協議した指導方法に沿って、いじめられた生徒とその保護者、いじめた生徒とその保護者へ迅速かつ丁寧に指導・支援を行う。
↓	
↓	
↓	
関係機関への報告	専門的な支援が必要な場合は関係機関（福祉・医療・警察）へ相談する。
↓	校長は関係機関への報告を速やかに行う。
↓	生命・身体・財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。
↓	
↓	
↓	
事後処理	マスコミ等の対応。事故報告書等の作成
↓	
継続指導・経過観察	全職員で継続して見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
	必要に応じて関係機関（福祉・医療・警察）との連携を図る。

別紙 5

いじめセルフチェック

回答日 令和__年__月__日

◎いじめは決して許されない行為です。いじめ根絶に向けた取り組みとして、本校では、「いじめセルフチェック」を行っています。自分では些細なことと思っていることが重大な結果を招く場合があります。自分の日常(行動・態度)を振り返り、自己を見つめ直す機会としましょう。

◎下記の質問に真剣に答えていく中で、もし反省すべき点があったときは素直に反省し、今後いじめと誤解されるような行動や態度はやめましょう。

◎次の各項目の質問に対して、日頃の自分の行動や考え方で、該当するいずれか1つに○をつけて下さい。

質問項目	はい	いいえ
(1) 私は、自分がされてイヤなことを、他人に対して行わないよう気を付けている。		
(2) 友達からの声かけを意図的に無視したりしている時がある。		
(3) グループやペアを作って学習や練習、話し合いなどに取り組む際、特定の人を孤立させたり、その人が同じグループになったことに対して、不満の言葉を発したり、態度に表したりしている。		
(4) 教師によって態度を変えたりしていることはない。		
(5) 委員長や班長、係などを決める際、嫌がっている人に無理やり押し付けたりしていない。		
(6) 友達の身体の特徴をあげて嘲笑したりしている。		
(7) 相手の感情を考えず、言葉や態度でいつも特定の人をいじったりしていない。		
(8) キモい、ウザい、クサイ、汚い、不潔などの言葉で相手を貶(おとし)めたりしている時がある。		
(9) 教室や廊下、階段で仲間同士ひそひそ話をして、周囲に誤解を与えかねない行動はない。		
(10) 友達の発言に対して、他の友達と顔を合わせて笑ったり、距離をとったり、さげすんだりするように反応したりしている時がある。		
(11) 日南高校からいじめを一掃するために協力したいと思っている。		
(12) 友達がいじめられていると知った時、声をかけ、相談にのったり、励ましたりするような行動がしたいと思っている。		
(13) 人権を無視につながる、相手の嫌がる行動をしたりしている。		
(14) たとえ自分が「いじめたつもりはない」と思っているとしても、被害者が心理的又は物理的な影響を受け、心に深い苦痛を感じ、その人の人生に大きな影響をあたえてしまうことがあることを知っている。		

令和5年11月実施

ご協力ありがとうございました。